

案件4「農業振興検討部会の進め方、検討テーマについて」

東大阪市総合計画 後期基本計画における農業政策

(平成23年～平成32年)

安全で安心できる農産物の提供や地産地消、食育を通じて、都市農業を身近に感じ、農業と農空間を大切にすまちをつくります。

農業の持続と、都市の貴重な緑地である農地空間の保全のため、次世代の担い手を育成していくとともに、農業と農地空間の持つ公益的な役割をさらに発展、拡大します。

取り組みの柱

- 1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます
 - ・ 安全、安心な農産物、エコ農産物の生産を進める
 - ・ 流通機構の改善、整備の推進
 - ・ 地産地消の推進
- 2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します
 - ・ 東大阪市の農産物を地域ブランドとして発信し、本市農業のブランド力を高める
- 3 農業と農地空間の担い手を育てます
 - ・ 省力化生産技術の普及に努める
 - ・ 青年農業者や新規就農者の育成支援、NPOなど多様な担い手の確保に努める
 - ・ 遊休農地について、農地の貸借制度などを、行政と地域が共に考えていく
- 4 農地空間の持つ価値や機能を生かします
 - ・ 防災農地としての機能
 - ・ 農業体験など学習空間としての活用など、農地空間の持つ価値や機能を生かす
- 5 有害鳥獣被害への対策を進めます
 - ・ 農作物を守るため、関係団体と連携して対応する仕組みをつくる